

○診療所等が行う賃上げに要する経費

対象施設	基準額	補助率
有床診療所（医科・歯科）	許可病床数×72千円 （※1）	10分の10以内
無床診療所（医科・歯科）	1施設×150千円	
訪問看護ステーション	1施設×228千円	
所属する同一グループ内の 保険薬局の数（※2）とし て1店舗以上5店舗以下 （当該保険薬局を含む）で ある保険薬局	1施設×145千円	
所属する同一グループ内の 保険薬局の数（※2）とし て6店舗以上19店舗以下 （当該保険薬局を含む）で ある保険薬局	1施設×105千円	
所属する同一グループ内の 保険薬局の数（※2）とし て20店舗以上（当該保険薬 局を含む）である保険薬局	1施設×70千円	

（※1）許可病床数が2床以下の場合は1施設×150千円

（※2）厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

○診療所等（訪問看護ステーションを除く。）が行う物価上昇へ対応するための診療等に要する経費

対象施設	基準額	補助率
有床診療所（医科・歯科）	許可病床数×13千円 （※1）	10分の10以内
無床診療所（医科・歯科）	1施設×170千円	
所属する同一グループ内の 保険薬局の数（※2）とし て1店舗以上5店舗以下 （当該保険薬局を含む）で ある保険薬局	1施設×85千円	
所属する同一グループ内の 保険薬局の数（※2）とし て6店舗以上19店舗以下 （当該保険薬局を含む）で ある保険薬局	1施設×75千円	
所属する同一グループ内の 保険薬局の数（※2）とし て20店舗以上（当該保険薬 局を含む）である保険薬局	1施設×50千円	

（※1）許可病床数が13床以下の場合は1施設×170千円を支給する。

（※2）厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。